

令和3年度 第1回 岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会議事録

日 時 : 令和3年11月17日(水)

時 間 : 午後2時～午後3時40分

場 所 : 岡崎市役所東庁舎7階 701号室

出席委員 : 牛田会長、高村委員、若山委員、織田委員、鷺山委員、畔柳委員、
鈴木弘一委員、阿部委員、原田委員、南委員、清水委員、山内委員、
村井委員、柴田委員

欠席委員 : 鈴木育男委員

事務局 : 小河長寿課長、坂田介護保険課長、齊藤ふくし相談課長、藤谷長寿課副
課長、手島介護保険課副課長、寺西施策係長、大村予防係長、水口給付係
長、棚岡事業所指定係長、山口審査係長、岩瀬地域支えあい係長、尾方施
策係主事

傍聴者 : なし

1 開会

2 委員自己紹介

3 会長の選任

4 副会長の指名

5 議事

- (1) 令和2年度介護保険事業の運営状況について・・・・・・・・・・資料1
- (2) 総合事業の評価・検証について・・・・・・・・・・資料2

3 会長の選任

岡崎市社会福祉審議会条例第7条第2項の規定に基づき、出席委員の互選により、牛田委員を会長に選任した。

4 副会長の指名

岡崎市社会福祉審議会運営規定第5条の規定に基づき、牛田会長から、岡崎薬剤師会の高村委員が副会長に指名された。

5 議事

議事(1)「令和2年度介護保険事業の運営状況について」を水口給付係長、棚岡事業所指定係長が説明

【主な意見・質疑応答】

若山委員 : 資料1の1ページで、住民基本台帳からみると、65歳以上は91,416人、
第1号被保険者が91,523人となっています。この差は为什么呢。

事務局 : 住民基本台帳からみた高齢者数には、住所地特例や介護保険の適用除外と

なっている方が含まれていないことが理由と考えられます。

若山委員：統計的に、それは注記してください。

次に、基本的に要支援1の人は、予防専門型通所サービスではなく短期集中型通所サービスを利用することになっています。前回の会議で、短期集中型は、介護保険の会計とは別だから自己負担はかからないという説明を聞きましたが、自己負担分はどこから出ているのでしょうか。

事務局：総合事業は介護保険の特別会計でみておりますので、短期集中型通所サービスの事業費も、介護保険の事業費に反映されることとなります。短期集中型は自己負担がなく、その分は介護保険の事業費として負担しています。

若山委員：そうすると、自己負担分は事業費として増えるわけですが、短期集中は、6か月で利用が打ち切りです。最大で6か月ですから、1年の残りの6か月以上については予算がかからないのに、事業費の額が減っていないのはなぜですか。

また、利用者たちは、短期集中の効果はどうでしたか。実際、利用者の状態がよくなって、他の通所サービスを利用しなくて済みましたか。それとも、6か月以降に通所介護や通所リハを利用する必要があったのですか。

事務局：他の委員会で評価をいただくことと考えていますが、短期集中の利用によって機能を維持できている方もいます。

若山委員：できている人もいるし、できていない人もいるという答えでは納得できません。どのくらいが維持できて、どのくらいが改善されたのですか。通所人数は延べ人数で何人減ったのですか。予算的にどのくらい要支援1にかかる給付費が削減されたのでしょうか。以前、短期集中によって要支援1の事業費が削減できるから、自己負担分を負担してでも実施すべきという説明を聞きました。

事務局：総合事業の制度は、介護給付費の抑制に効果があると言われてしています。

若山委員：どのくらい抑制されたのですか。この資料を見ると抑制されていません。

事務局：仮に総合事業に移行しなかった場合、給付費はもっと上昇した可能性があると考えています。

若山委員：要支援1は、今年1年でどのくらい増えたのですか。要支援1の利用期間は6か月です。そもそも要支援2になるまでは再リハビリは認めないということですから、かなり事業費は削減されるはずですが、しかし、要支援1の数がかかなり増えたなら別ですが、事業費は削減されたどころか、より多くなっています。前回の会議の時に、短期集中は6か月集中してサービスを行い、6か月経ったら終わりとして、その後は利用できないと説明されました。

事務局：Aさんという1人の人は半年間の利用ですが、またBさんという別の人が利用します。

若山委員：初回であれば12か月を期間として介護認定を受けます。短期集中を6か月利用して、残り6か月は利用しない。次に更新申請した結果、また要支援1でも短期集中や通所リハは利用できないと説明を聞きました。

事務局：短期集中の利用は、1回目の利用後は必ず1年間空けます。

若山委員：初めの認定期間は12か月だから、再度、認定申請を出しても利用できないのでしょうか。初回は12か月の認定しか出せないから、短期集中の6か月の利用が終わって、さらに6か月経ってからもう一度認定申請を出すと初回になると思います。初回となった場合は、新規の方だからまた短期集中を6か月利用できるのでしょうか。

事務局：短期集中については、その方に対してというところがありますので、認定がどう変わったとしても、同じ方は1年の間は利用できません。

若山委員：そもそも、1年空いたら短期集中をもう一度利用していいという話になると、短期集中の意味がないと思います。短期集中は、状態が悪くならないように6か月間集中してやって、要支援2にならなければ、そのままセルフケアで維持するという話ではなかったでしょうか。以前は、短期集中ですから要支援2になるまではサービスはやりませんと説明しておきながら、今になって要支援1のままでも1年間空けば利用できると言われても困ります。とても患者さんに説明できません。そもそも、短期集中を実施したのは、要支援1の方が長期間サービスを利用しても何の効果もないから、6か月で集中的にやって、その後は利用なしにするから要支援1の事業費が削減できるという前提でやっていたと思います。

事務局：そのとおりです。短期集中は効果的に集中して実施するサービスです。

若山委員：その結果を出さずに、同じような額の予算をつけていて、全然削減されていないではないですか。

事務局：短期集中については、課題があると認識しています。少しずつ見直しを加えながら、どういった事業の進め方がいいのか考えていきたいと思います。

牛田会長：若山委員、貴重な意見をありがとうございます。一度、整理させていただきたいと思います。まず1つ目の資料の1ページは、統計処理について整合性が取れないような場合は、「除いた」というような注記を入れておいてください。事務局は、いつどのように直すかある程度示してください。そうすることで、この会議の運営がしっかりとした質の良いものになっていければよいと思います。2点目、6か月間の短期集中の効果については、別の会議で評価していくということでしたが、若山委員の意見はもっともだと感じました。6か月間集中して実施することが効果的であるのであれば、それを踏まえた予算のあり方であったり事業費の実績であったり、数字的な成果を見るのは、検討していく上で重要なことです。別の会議で行っているということであれば、ぜひ、この会議にも何らかの形でフィードバックがあると、この会議がより充実すると思います。次回以降の会議の運営に関しても非常に重要になってきますので、この2点について、事務局は説明をお願いします。その後、もう一度、委員の皆様からご意見をいただき、会議を進めさせていただきたいと思います。

事務局：資料の説明が不十分で申し訳ありません。注釈については、次回から付け

加えさせていただき、よりわかりやすい資料にしていきたいと思います。

短期集中の6か月で卒業されるという制度のあり方とこの事業に係る事業費についてですが、1人の利用者が6か月経って卒業されても、また新たに短期集中を利用される方がいます。本市も全国的な動きと同様に高齢化が進んでいる中、サービスの利用人数がどれだけ増えていくかというのはなかなか推計しきれない部分があります。短期集中は6か月で卒業して事業費が抑制されていくことを目指していますが、その一方で高齢化により介護サービス全体としては利用ニーズが増えていくという状況を考えますと、介護保険の予算がすぐには減少しないということをご理解いただきたいと思います。

若山委員：利用対象が増えているということですが、客観的なデータがないです。この1年間で新規の要支援1が増えているのかデータを出してください。

この給付額の問題ですが、地域密着型サービスや特養等の施設サービスは、本人はもう入所しているので、コロナ禍は関係ないと思います。通所サービスが問題だと思いますが、先ほど、通所サービスはコロナ禍の影響がありましたと言われましたが、具体的にはわかりません。おそらく、緊急事態宣言の出ている期間の給付額を出すと差が出るかと思いますが、そういう分析はしないのでしょうか。年間の総給付額だけ示して、コロナの影響と説明しているからわからないのだと思います。

もう1つ、事故報告について、施設の事故は、全て施設からの報告だけでしょうか。査察や指導に入っていますか。

事務局：現場に行き確認しているかということですか。

若山委員：そうです。この内容は高齢者の虐待防止ネットワーク会議で話題になっていて、施設では虐待事例などが結構あります。施設からの報告を鵜呑みにして、終わっていませんか。

事務局：現状、事故報告で事故の骨折などは、報告が入ってきた施設に市の担当が赴いて、その状況を確認するということは行っておりません。

若山委員：確認していないのですか。

事務局：虐待事例であれば、事故報告とは関係なく内部からの報告というものがかなりあります。

若山委員：施設長の報告だけでなく、その時に現場へ行き、他のスタッフにも聞かないとだめだと思います。

事務局：全部ではないですが、ケースバイケースで直接他のスタッフにも話をうかがっております。

若山委員：それも踏まえた上で、虐待事例がないというのもある意味でおかしいと思います。

牛田会長：ありがとうございます。貴重なご意見ですので、事務局から何らかの形でフィードバックしていただくようお願いいたします。

私からも1点、8ページの市内事業所の事故報告状況についてお願いがあ

ります。私も高齢者施設のアドバイザーというかたちで年間いくつかの施設に入り、事故報告書やヒヤリハットなどを分析しています。その中で、どういった形での年間研修を行っていくといいのか、テーマ別と階層別で研修を設定させていただいております。テーマ別というのは、各施設で事故の状況の分析をしていく中で何が必要かという形で出します。階層別というのは、新人、初任、中堅、リーターさらに管理者といった形になるのですが、その時の実践経験をみていくなかでも、どのような方法で件数をカウントしているか等のデータのとり方が非常に重要になります。先ほどの、2019年は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が7件でした。そして今年度は33件でした。それより前は、だいたい20件程度なので今年の33件はそんなに多くないというような言い方をしてしまうと、市民の皆様、各委員の皆様が、それはどうだろうかというように疑問を抱いてしまうと思います。例えば、例年はこういう方法でカウントをしていたがカウントの方法が変わったので、2019年が7件に減りましたとか、反対に、2019年の7件はカウントのとり方が非常に甘いと委員からご指摘いただき、より積極的に状況を把握しましたので、今年度は33件にあがっておりますなど、事務局からご説明をいただくと、委員の皆様にも、事故の状況について、しっかり取り組んでいると考えてもらえると思います。数字の処理や表でまとめるだけにとどめると今のようなご指摘が出てしまうと思いますので、説明をよく考えてください。

議事(2)「総合事業の評価・検証について」を寺西施策係長、大村予防係長が説明

【主な意見・質疑応答】

牛田会長：ご意見、ご質問がありましたら、委員の皆様よろしくお願いいいたします。

山内委員：要望ですが、我々が気になること、聞きたいことは、評価した具体的理由や課題から次にどういうアクションをとっていくのかということところです。評価をみると2018年度から2020年度まで同じ数字が並んでいる項目がありますが、目標数値と実績を出してもらい、そこから見えた課題や次のアクションなどを皆様で議論したほうが実のある会議になるのではないかと思いますので、要望としてお伝えさせていただきたいと思います。

事務局：ありがとうございます。委員のご意見はもっともだと思いますので、次年度評価の際に、今のご意見を踏まえ、もう少し資料の作り方や会議の進め方を見直させていただきたいと思います。

若山委員：今の意見のことをぜひやっていただきたいと思います。去年は、具体的な目標はないのか、点数化したらどうかという話をしたのですが、点数化できませんということであれば、具体的な目標作り、ここまで達成したら1にする、ここまで達成したら2にするという基準を作るとやりがいがあると思

ます。そもそも、できているやできていないという評価は、小学校低学年の通知表のよくできましたというのと変わらないと思いますので、ぜひお願いします。もう1点確認したいのですが、9ページの介護予防生活支援サービスの通所型サービスにおける要支援1の利用者は短期集中も含まれているのですか。

事務局：この中に短期集中は含まれていません。

若山委員：それでは、短期集中ではなく、要支援1で通所サービスを利用している1,269名はどういう方ですか。

事務局：例えば、認知症があってご本人が短期集中に前向きに通えない方ですとか、お体等の様々な怪我や疾病があって短期集中に通うには不向きという方がいます。

若山委員：そうすると、この通所型サービスは、サービス内容にリハビリを含まないということでしょうか。

事務局：予防専門型通所サービスは、従来型のサービスで、提供内容にリハビリを含んでいます。

若山委員：基本的に、短期集中に含まれない、耐えられない人、認知症などであちこちに行ってしまう、リハビリが難しい人が対象ということですね。2019年度に4,300人だったのが2020年度には、1,200人まで下がっています。これは、とても効果があったとみるべきですか、そうではないのですか。

事務局：人数で見ると効果はあったということになります。

若山委員：人数に利用料を掛け算すれば、いくら削減されたかわかると思います。そう考えると、先ほどの予算はとてもおかしいです。

事務局：そのあたりの事業費とサービスの利用状況等は、持ち帰りまして整理をさせていただきます、委員にフィードバックしたいと思います。

清水委員：3ページの⑦について気になったところがあります。私は、様々な方からの人権相談を受けておりまして、最近、特に多いと感じる相談が、コロナ禍において、高齢の方がなかなか外に出られず、とても不安だということです。そのような方の中には、災害時避難行動支援者の申請や一人暮らしの認定をしていない方もおります。私は、百々西町の民生委員もさせてもらっていますので、そういった方々に災害時のことなどをご紹介させていただきました。地区によって、総代や民生委員が3年ごとに替わるなど様々なスタイルがあり、岡崎市が徹底して総代や民生委員を通じてこれらの支援を説明することは、難しいと思います。民生委員や総代が一生懸命やっておられるのは存じ上げますが、包括支援センターなどの広報など、高齢の方にわかっていただけるようなことを考えていただきたいと思います。やはり、今は、高齢の方は様々な不安があります。包括支援センターの活動は、有意義なものと思っていますので、もう少し包括の人に広報をお願いできたらいいのではないかと思います。

事務局：まず、包括支援センターの広報については、介護保険事業計画を策定する

にあたり、アンケートを取りましたが、高齢者の包括支援センターに対する認知度は50%程度です。若い世代は、もっと絶望的な数値です。私どもとしては、包括支援センターは頑張っていると思っていますが、委員がおっしゃられたように、もう少し広報が必要であると思っております。特に若い人には、SNSをはじめとする媒体を使うことが有効だと思っておりますので、包括支援センターの役割をしっかりと周知していくよう図っていきたいと思っております。

次に災害時避難行動要支援者制度についてです。実は、最近、災害対策基本法が改正されまして、対象者の名簿を配るだけではなく、例えば、急傾斜地、崖の下に住んでいる在宅の要介護3の人をどう避難させるか、浸水区域に住んでいる在宅の要介護5の人のどう避難させるかというような個別の避難計画を策定するという努力義務が設けられました。本市としても、来年度から個別避難計画の策定をしていきたいと考えております。しかし、これは行政だけではできないことです。今は、民生委員が総代や学区福祉委員へ災害時避難行動要支援者の名簿を渡しています。おそらく地域の人や行政だけでも難しいです。先進的にやっているところだと、ケアマネを入れて個別にどのように避難してもらおうかを考えています。ただ、ケアマネもそこに住んでいるわけではないので、すぐ避難できるのか、避難した後どのように生活支援するのかということを考える必要があります。来年度以降から本市も進めていきたいと考えており、それにはやはり包括支援センターも関わっていきますし、総代、民生委員、学区福祉委員や隣近所の方に災害時避難行動要支援者制度について知ってもらえるように周知していきたいと考えています。

若山委員：今の件でもう一つ質問です。福祉避難所は、市内のどこにありますか。福祉避難所がないと寝たきりの人を助けても行き先がないですね。

事務局：福祉避難所は、社会福祉施設等と協定を結んでいます。一般の避難所と同様に形式的というか、例えば連尺学区では連尺小学校が避難所になっているのですが、そこは浸水区域ですから、本当に避難できるのかということがあります。

若山委員：大雨の時は、連尺小学校は違いますよね。地震の時の避難所ですね。

事務局：ハザードマップでは、地震と風水害がありまして、今、もし矢作川が決壊したらどうするかという話があります。今は、まず豊田市で決壊する、豊田市を乗り越えたら大門のところ、矢作のところという問題があります。

若山委員：詳細はこの場で議論することではありませんが、これはしっかり議論する必要があります。

事務局：防災課も含めて、実際に要介護5の在宅の人をどのように避難させるのか、〇〇小学校に行ってくださいといっても、要介護5の人が生活できるわけがないと思っておりますので、しっかり考えていく必要があります。

牛田会長：本日、委員の皆様からいただいた意見については、事務局でぜひ検討してください。

まず、予算に関することは量的な議論になってきます。量のデータを見た委員の皆様のご質問に関して、数値のカウントについては、どの担当の方でも構いませんので、カウント方法やカウントから除いた内容などを説明できる体制にさせていただけるようお願いいたします。その後の考察に関しては、分析の仕方を議論していただければと思います。また、先ほどの通所サービスに関して数値に何が入っていて何が入っていないのかで数字がずいぶん変わってきますので、説明するようにしてください。また、内容についてその場で回答が難しい場合は、後ほど何らかのかたちで説明していただきたいと思います。時間をかけて検討したいということであれば、委員の皆様が検討内容を把握し、議論を進めるという形をとりたいと思います。

先ほどの議論の中で、資料について、避難所に関する対応や包括支援センターに関する事、質的なことをご意見をいただいたと思います。委員の皆様は、実際にいろんな経験や取り組みをされているからこそ、ここに出席されています。委員から今後を見据えて議論してほしいというご意見があったように、資料に検討が必要と記載されている場合は、どのような場で検討していくのか、評価した後どのように対応するのかということを考えてください。例えば本日の会議での委員と事務局のやり取りから、福祉避難所についてどう検討していくのかは非常に重要だと思いました。このような課題をできている、できていないという評価で終わるのではなく、何らかの形で中身の議論を進めてください。これを審議会の意見としてお願いしたいと思います。